

コミュニティ・スクールについての参考資料

- 地域とともにある学校づくりの推進について 1
- コミュニティ・スクール推進方策 2
- コミュニティ・スクール企画委員会及び推進員の設置について . . . 3
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）関連
平成 24 年度予算（案） 4
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み 5
- 平成 23 年度 コミュニティ・スクールの指定状況 6
- コミュニティ・スクールの取組（成果・課題等） 7
- 平成 23 年度 地域とともにある学校づくり推進協議会 8
- 平成 23 年度「地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等
活用説明会」実施状況 9
- 震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム . 10
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と学校支援地域本部
の位置付け 11
- 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業 12
- 学校支援地域本部等の震災時の様子 13
- コミュニティ・スクール、学校支援地域本部、放課後子ども教室
について 14
- 関係法令 15

- 子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ
～地域とともにある学校づくりの推進方策～（概要） 16
- 教育振興基本計画（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）（抄） 28

地域とともにある学校づくりの推進について

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議まとめ(平成23年7月5日)より

1. 子どもを中心に据えた学校と地域の連携

- すべての学校が、地域の人々(保護者・地域住民等)と目標を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ『**地域とともにある学校**』を目指すべき。

＜地域とともにある学校づくりの成果＞

①子どもたちの「生きる力」をはぐくむ (地域の望む子ども像の実現)	②教職員、保護者、地域住民等がともに成長 (地域の教育力向上)	③学校を核とした地域ネットワークの形成 (地域の活力向上)	④地域コミュニティの基礎力が高まる (地域の礎の構築)
--------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

- 子どもを中心に据えた学校と地域の連携は、子どもの成長にとどまらず、大人の学びの拠点を創造し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てることにつながる。
- 平素からの学校と地域の関係づくりが、子ども、保護者、地域住民、教職員など、そこに関わるすべての人々の自発的な学びや成長を促し、子どもたちを守り、地域を守ることにつながる。

2. 学校と地域の関係づくり(学校と地域の人々が相互理解と信頼関係を深めるプロセス)

- 学校 : 「**熟議(熟慮と議論)**」「**協働**」「**マネジメント**」を備えた**学校運営**が鍵

①関係者が当事者意識をもって「 熟議(熟慮と議論) 」を重ねること	②学校と地域の人々が「 協働 」して活動すること	③学校が組織として力を発揮するための「 マネジメント 」
--	---------------------------------	-------------------------------------

＜仕掛けの例＞

- ・学校運営協議会
- ・学校関係者評価
- ・学校支援地域本部
- ・放課後子ども教室
- ・副校長、教頭や主幹教諭、事務職員を含めたマネジメントを担う組織の整備 等

- 設置者: 関係者の努力と取組を引き出す「**仕掛け**」の構築
各地域、学校の**自発性と独自性**を基本とした、**教育委員会・教育長の明確なビジョンと行動**

3. 今後の国の推進目標

- ① 5年間で**コミュニティ・スクール**を全公立小中学校の1割(約3000校)に拡大
- ② すべての学校で実効性ある**学校関係者評価**を実施
- ③ 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した**運営体制**を拡大
(中学校区が運営単位)
- ④ 学校の組織としての総合的な**マネジメント力**を強化
- ⑤ **地域コミュニティの核として被災地の学校を再生し**、
震災復興の推進力となるよう、総合的な支援を実施

文部科学省におけるコミュニティ・スクール推進方策

《 推 進 目 標 》

○今後5年間で、コミュニティ・スクール^{※1}の数を全公立小中学校の1割^{※2}に拡大

※1：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会を置く学校（平成23年4月1日時点で789校）

※2：約3,000校

《 国 の 推 進 方 策 》

①ネットワーク化と幅広い普及

- 「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」とも連携し、コミュニティ・スクール運動のネットワーク化の促進及び地域の方々等への積極的なPR。
- コミュニティ・スクールの導入促進に向けた「コミュニティ・スクール推進員」の仕組みの構築と活用による普及・啓発。

②コミュニティ・スクールの多様性と裾野の拡大

- 地域の独自性を発揮した多様なコミュニティ・スクール等の全国的な状況把握と好事例の収集・普及・啓発。
- 学校支援地域本部、放課後子ども教室等の推進と組み合わせたコミュニティ・スクールの設置促進。

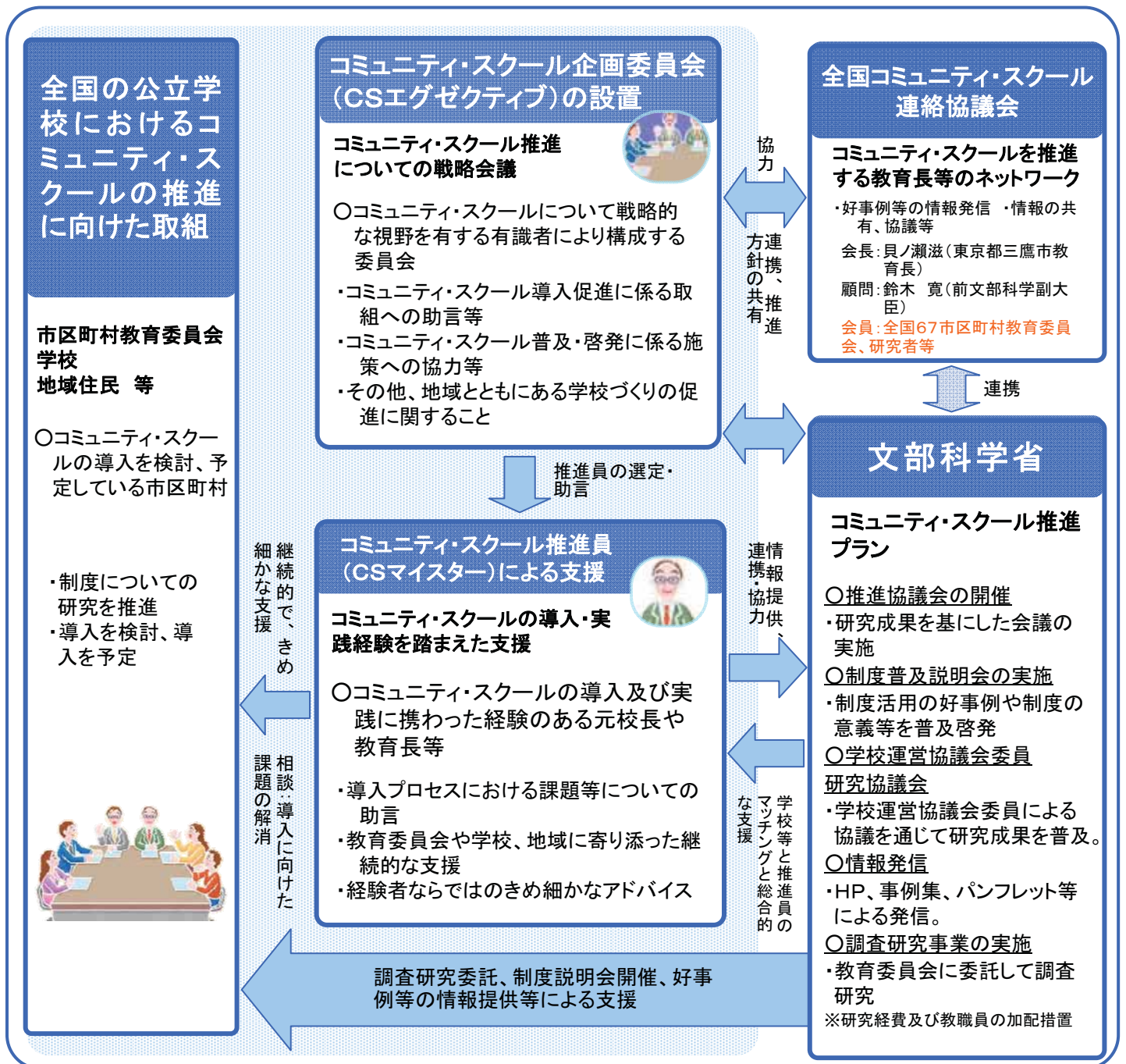
③魅力（インセンティブ）の提供

- コミュニティ・スクールの運営に必要となる教職員の加配、運営費の措置等の財政面での支援。
- コミュニティ・スクールの先進的な好事例を収集・普及するための調査研究事業（熟議、協働、マネジメント）の実施。

④震災復興対応

- 被災地域における学校と地域が一体となった運営体制の構築の支援。

コミュニティ・スクール企画委員会及び推進員の設置



○関係者のネットワークづくりによる、官民一体となったコミュニティ・スクール導入支援体制の構築

○コミュニティ・スクールの制度普及・導入拡大・取組の充実

地域とともにある学校づくりの促進

今後5年間でコミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大する目標の達成

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進への取組

《 コミュニティ・スクールの課題 》

【導入状況の偏り】

- 全国の指定校は32都府県789校にとどまっており、導入状況に地域的な偏りが見られる。

【運営の在り方等の課題】

- 協議の形骸化の解消
- 地域住民等の参画不足の解消
- 教員、地域住民等の負担感の解消
- 地域をつなぐ学校のマネジメント力の強化
- 小中学校間の連携・接続の強化等

平成24年度予算（案）

○「学校運営支援等の推進事業」事業費 149,898千円の内数
○教職員加配分については、「義務教育費国庫負担金」の内数

コミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究事業 《継続》 ※ 予算規模（目安） 42,600千円

○コミュニティ・スクール導入の在り方に係る研究 ＜142校＞

- これからコミュニティ・スクールを導入しようとする各学校の実情に応じた制度運用の方策を研究。
- 教員の加配措置＋1校30万円程度の調査研究費。（研究期間：2年間）

【研究内容】

⇒学校運営協議会の組織・運営体制づくりに向けた具体的な検討や学校運営協議会と学校、保護者等の役割分担の在り方の検討など。



コミュニティ・スクールの充実・改善に関する実践研究事業 《新規》 ※ 予算規模（目安） ①7,000千円 ②10,000千円

①コミュニティ・スクールでの熟議と協働の充実に関する研究 ＜7地域＞

- コミュニティ・スクールに見られる課題を解決し、実効性を高めるための具体的方策を研究。
- 1地域100万円程度の調査研究費（研究期間：2年間）

【研究内容】

⇒学校運営協議会の協議の実質化や地域住民等の幅広い参画促進など、学校支援地域本部事業等との連携を強化し熟議と協働の充実を図るための具体的方策の開発など。

②コミュニティ・スクールのマネジメント力の強化に関する研究 ＜100校＞

- コミュニティ・スクールにおける地域とともにある学校づくりに必要なマネジメントの在り方等の研究。
- 学校事務職員の加配措置＋1校10万円程度の調査研究費（研究期間：2年間）

【研究内容】

⇒学校組織における学校と地域をつなぐコーディネーター機能の位置付け、教員が子どもに向き合う時間の確保のための事務機能の強化、教職員の役割・標準職務の明確化など。

導入促進

好事例の普及

成果の普及・啓発等 ⇒ コミュニティ・スクール推進プラン

①推進協議会の開催

- ・研究成果を基にした協議の実施

②制度普及説明会の実施

- ・制度活用の好事例や制度の意義等を普及啓発

③学校運営協議会委員研究協議会

- ・学校運営協議会委員による協議を通じて研究成果を普及。

④情報発信

- ・HP、事例集、パンフレット等による発信。

地域とともにある学校づくりの促進

今後5年間でコミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大する目標の達成



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

※図中の数値は、H23.4.1現在

●コミュニティ・スクールとは

- ・コミュニティ・スクールに指定された学校には「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりします。

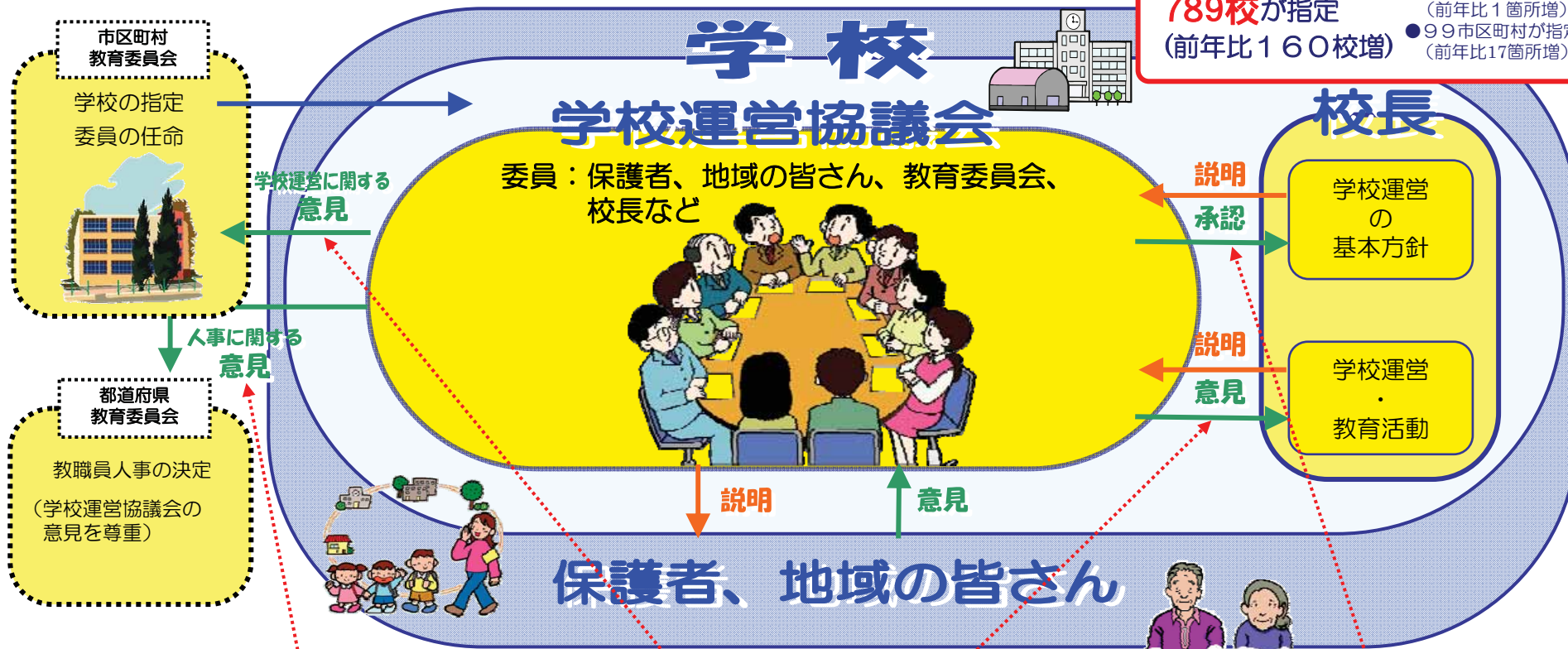
これを通じて

地域とともにある
学校の実現

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により導入。平成16年9月9日より施行。

H23.4.1現在
789校が指定
(前年比160校増)

- 32都府県で実施
(前年比1箇所増)
- 99市区町村が指定
(前年比17箇所増)



学校運営協議会の 主な役割

●教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。

- ・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」などの意見

●学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。

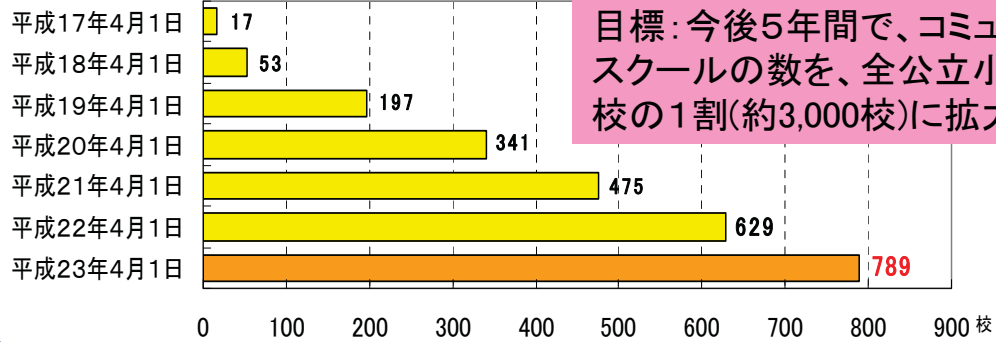
- ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校にエアコンを入れて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」などの意見

●校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。

- ・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。

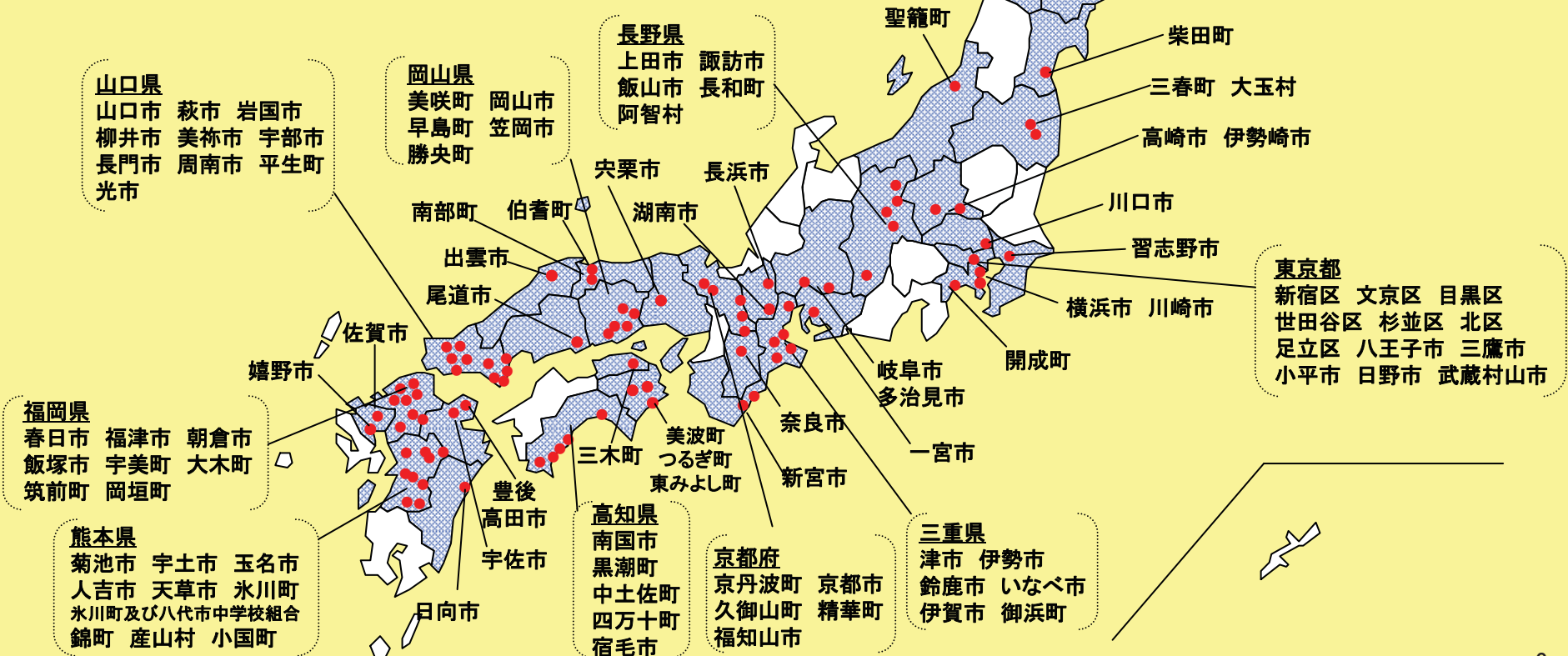
平成23年度 コミュニティ・スクールの指定状況

○コミュニティ・スクール 32都府県 **789校** が指定
 (幼稚園42、小学校539、中学校199、高等学校4、特別支援学校5)



目標: 今後5年間で、コミュニティ・スクールの数を、全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大

コミュニティ・スクール
指定校あり



コミュニティ・スクールの取組

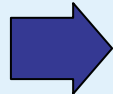
- 全国のコミュニティ・スクールでは、学校が抱える様々な課題を解決するために、この制度を活用して、地域と連携した学校づくりに積極的に取り組んでいます。
- 文部科学省では、コミュニティ・スクールの取組の促進に向けて、制度の普及啓発や制度運用の方策等の研究・開発、指定校の実践についての情報発信などの施策を推進しています。

成果例

- 地域全体で子どもを守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域住民が先生役や見守り役として学校に協力。
- 保護者の「学校への苦情」が「意見や提案、相談、協力」へと変化。
- 学校の課題に対して、自治会等による主体的な支援が拡大。
- 地域のお祭りづくりなどに参加する子どもが増え、地域が活性化。

課題例

- 協議会の協議が形式的なものにとどまり、委員の意見が十分反映されていない。
- 地域住民の参画に偏りがある。
- 継続的な取組を進めるための人材や経費がたりない。



- コミュニティ・スクールを設置する教育長等からなる「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」とも連携し、コミュニティ・スクールの意義や好事例の普及を図る。
- コミュニティ・スクールの推進方策の検討を具体的に進める。

文部科学省の取組 <平成24年度予算案>

研究事業（研究期間：2年間）

<継続>

- コミュニティ・スクールの導入促進に関する研究<142校>
教員の加配措置+1校30万円程度の調査研究費

<新規>

- コミュニティ・スクールでの熟議と協働の充実に関する研究<7地域>
1地域あたり100万円程度の調査研究費
- コミュニティ・スクールのマネジメント力の強化に関する研究<100校>
学校事務職員の加配措置+1校10万円程度の調査研究費

その他成果の普及・啓発等の取組

- 制度等普及説明会 <全国30地域（予定）>
制度活用の好事例や制度の意義等を普及啓発
- 地域とともにある学校づくり推進協議会 <全国7会場>
研究成果を基にした協議の実施
- 学校運営協議会委員対象の研究協議会 <全国1会場>
学校運営協議会委員による協議を通じて研究成果を普及

- ◆平成24年度予算額：学校運営支援事業等の推進
約1.5億円の内数



文部科学省

文部科学省ホームページ<コミュニティ・スクールについて>をご参照ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

文部科学省HPトップ→教育→小学校、中学校、高等学校→コミュニティ・スクールについて

平成23年度 地域とともにある学校づくり推進協議会



文部科学省では、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、学校関係者評価等を活用した地域と連携した学校運営の充実方策などについて、教育委員会や学校関係者に対して効果的な成功事例の情報発信を行うため、昨年7月から11月にかけて全国6会場で推進協議会を開催しました。文科省HPに当日の配付資料や動画(ダイジェスト版)を掲載しています。

○文科省HP→小学校・中学校・高等学校→コミュニティ・スクール→文部科学省の推進施策

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1313050.htm



会場	開催日	開催場所	参加人数
札幌会場	7月29日(金)	札幌サンプラザ	約200名
三重会場	8月17日(水)	三重県四日市市文化会館	約600名
熊本会場	8月29日(月)	熊本県崇城大学市民ホール	約300名
広島会場	10月 7日(金)	広島市南区民文化センター	約350名
新潟会場	10月28日(金)	朱鷺メッセ	約350名
横浜会場	11月17日(木)	横浜市開港記念会館	約410名
合計参加人数			約2,210名

平成23年度「地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等活用説明会」実施状況

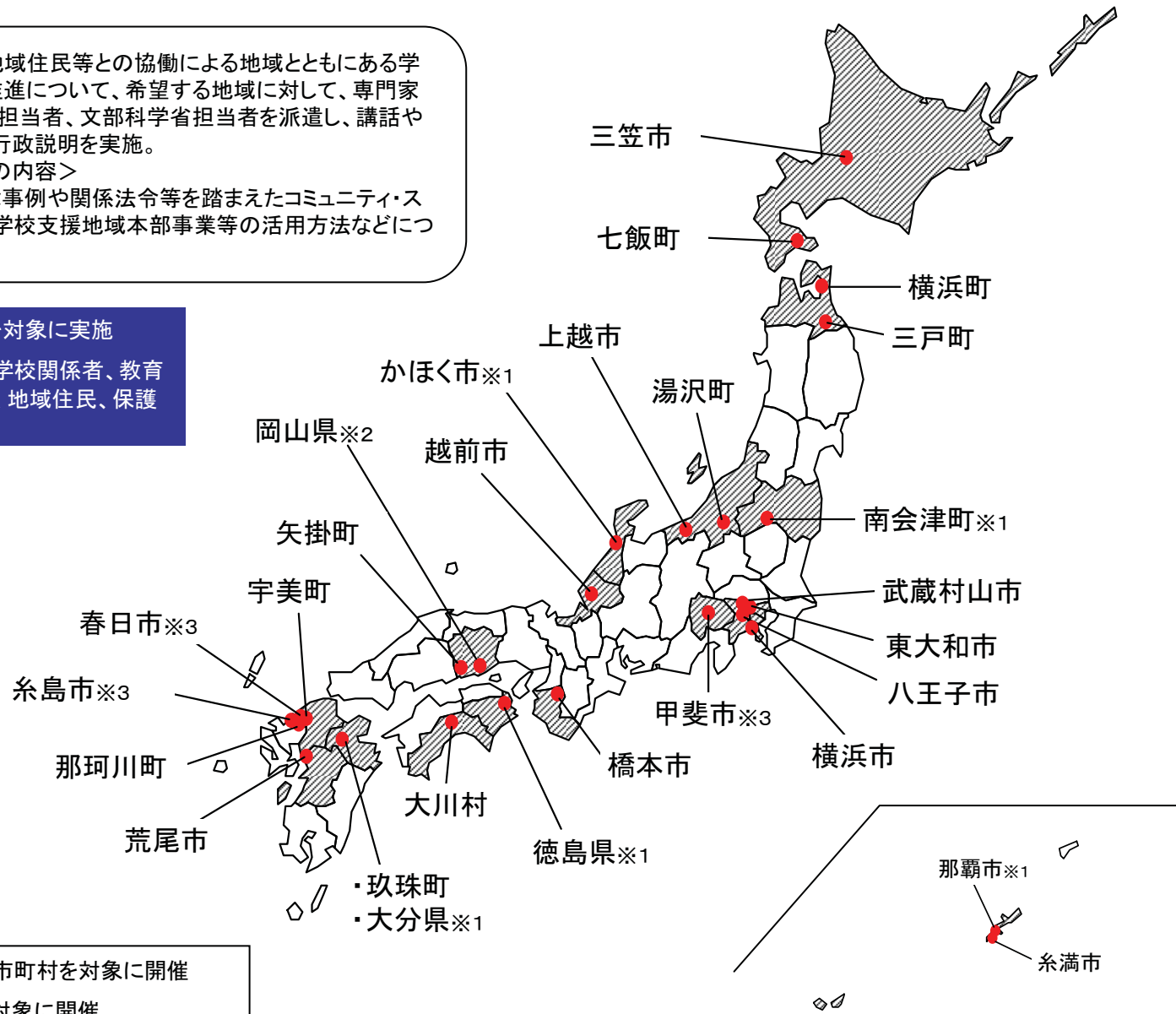
○保護者や地域住民等との協働による地域とともにある学校づくりの推進について、希望する地域に対して、専門家や実践校の担当者、文部科学省担当者を派遣し、講話や実践発表、行政説明を実施。

＜説明等の内容＞

先進的な事例や関係法令等を踏まえたコミュニティ・スクール、学校支援地域本部事業等の活用方法などについて

・全国28地域を対象に実施

・約2,500名の学校関係者、教育委員会関係者、地域住民、保護者等が参加



- ※1 複数の市町村を対象に開催
- ※2 PTAを対象に開催
- ※3 文部科学省を会場として開催

震災対応を通じて考える 地域とともにある学校づくりフォーラム

主催  文部科学省

～平素からの学校と地域の関係づくりが子どもたちを守り、地域を守ることにつながる～

実施日時等 平成24年2月24日（金）10:30～17:00 文部科学省3階講堂

基調講演 10:40～12:00

「防災教育を通じて考える地域づくり」 群馬大学大学院 教授 片田 敏孝
片田教授は、災害への危機管理対応、災害情報伝達、防災教育、避難誘導策のあり方等について研究するとともに地域での防災活動を全国各地で展開されています。基調講演では、岩手県釜石市における津波防災教育における取組を中心に講演していただきました。



パネルディスカッション I 13:00～15:00

パネルディスカッション II 15:10～17:00

「震災時における学校対応の在り方」

文部科学省では震災時における学校対応の在り方についての調査研究を実施しています。このパネルディスカッションでは調査研究を実施した3つの研究機関の研究成果に加え、被災地の校長先生から震災当時の様子などを伺い、震災時における学校対応の在り方について議論を深めました。

<パネリスト>

- ・日本教育経営学会 会長
(千葉大学教育学部教授) 天笠 茂
- ・(株)ベネッセコーポレーション 渉外担当部長 牧田 和久
- ・(財)日本私学教育研究所 主任研究員 山路 進
- ・岩手県大槌町立吉里吉里中学校 校長 沼田 義孝

<コーディネーター>

- ・国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部長 葉養 正明



天笠 茂 牧田 和久 山路 進 沼田 義孝 葉養 正明

「震災対応を踏まえた

地域とともにある学校の在り方」

地域とともにある学校づくりは、地域の人々が主体となった地域づくりの拠点となり、地域コミュニティの絆を深めていく効果が期待されています。学校と地域の連携を進めていた被災地の学校では、避難所運営や学校再開にあたって、地域との協働が実践されました。

このパネルディスカッションでは全校をコミュニティ・スクールに指定し、実践的な取組を行っている三鷹市教育委員会の貝ノ瀬教育長を交え、地域とともに歩む学校の姿、災害時にも力を発揮するネットワークが構築された学校の姿について議論を深めました。

<パネリスト>

- ・参議院議員 (前文部科学副大臣) 鈴木 寛
- ・衆議院議員 (前総務大臣政務官) 逢坂 誠二
- ・東京都三鷹市教育委員会 教育長 貝ノ瀬 滋

<コーディネーター>

- ・NHK(日本放送協会) 解説主幹 早川 信夫



鈴木 寛 逢坂 誠二 貝ノ瀬 滋 早川 信夫

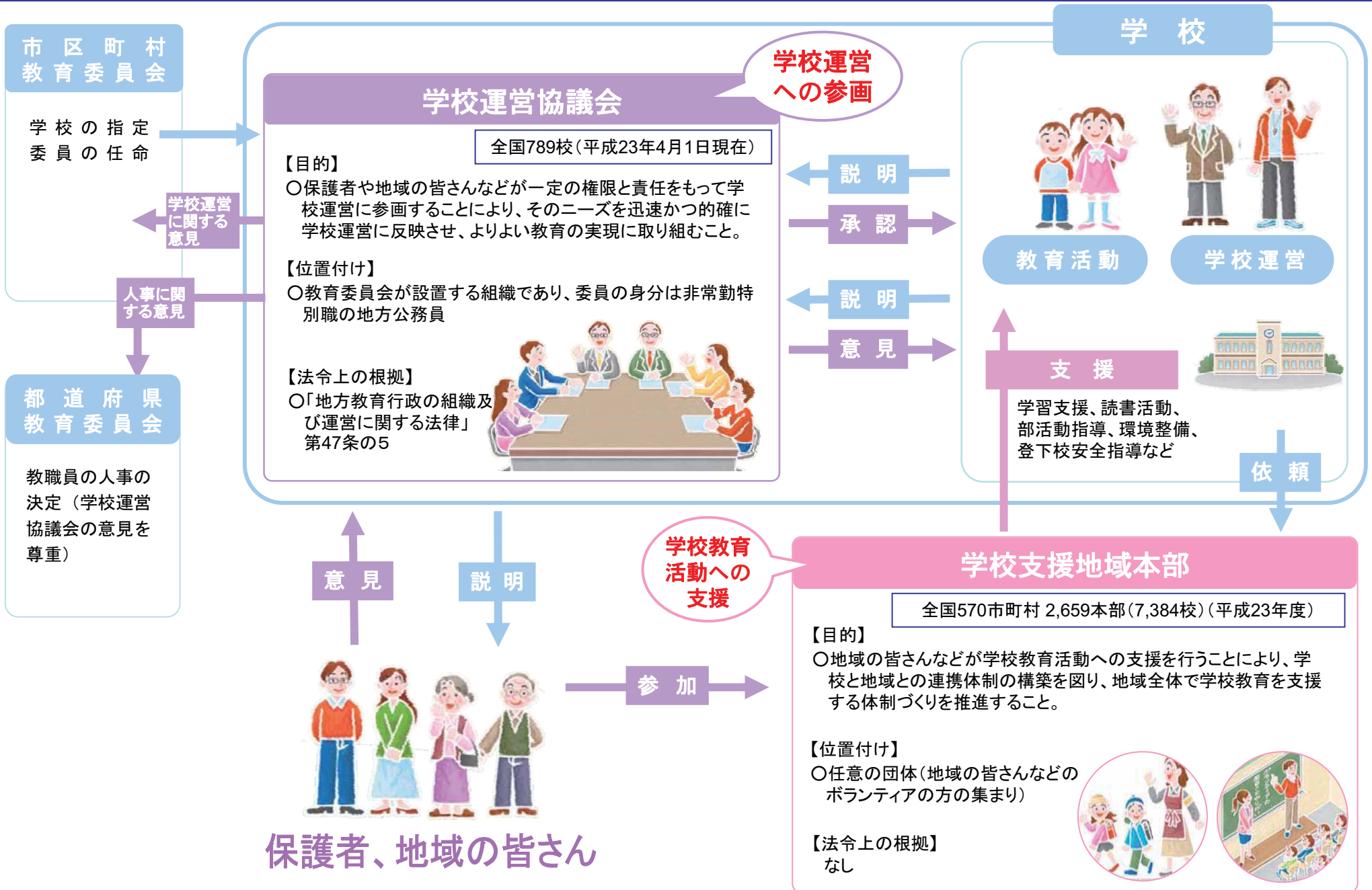
パネルディスカッションの様子は、USTREAM文部科学省チャンネルにて録画配信しています。

- 震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム
<http://www.ustream.tv/channel/mext>
- 録画配信その1→パネルI「震災時における学校対応の在り方」
<http://www.ustream.tv/recorded/20655285>
- 録画配信その2→パネルI「震災時における学校対応の在り方」(続き)
<http://www.ustream.tv/recorded/20656151>
- 録画配信その3→パネルII「震災対応を踏まえた地域とともにある学校づくりの在り方」
<http://www.ustream.tv/recorded/20657142>

※ Internet Explorerのバージョンが古いと視聴できないことがあります。新しいバージョンでご覧いただくか、Firefoxなど別のソフトでご覧ください。

お問い合わせ先 文部科学省初等中等教育局参事官(学校運営支援担当)付 Tel: 03-6734-3705
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1314607.htm

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と学校支援地域本部の位置付け



学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業

24年度予定額 8,516百万円の内数（前年度予算額 9,450百万円の内数）

【補助率】

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」などの教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

都道府県・市町村の委員会の一本化や合同研修の実施など、各地域の実情に応じた教育支援活動を有機的に組み合わせて実施が可能

〈都道府県〉 推進委員会の設置

- 域内の他事業との連携や総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動支援員等の研修の実施
- 子どもの健康等に関する指導助言 等

〈市町村〉 運営委員会の設置

- コーディネーターの配置
- 活動内容、運営方法の検討
- 支援活動の実施

コーディネーター

・各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

安全管理員、教育活動支援員、 学習アドバイザー、スクールガード・リーダー等

・これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援、子どもの安全確保のための見守りや遊び、交流活動等を行う

参画・協力・支援
地域住民等

研修の実施

活動の実施

実施箇所 11,500箇所

【学校の支援活動】

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り など



【放課後等の支援活動】

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など



放課後等の支援活動(放課後子ども教室)については、「放課後児童クラブ」と「放課後子どもプラン」として引き続き連携して実施

【家庭の支援活動】

- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供
- ・親子参加行事支援 など



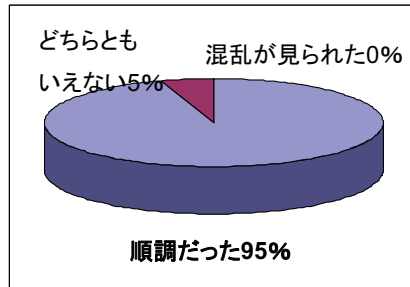
地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、地域の教育力の向上を図る

学校支援地域本部等の震災時の様子

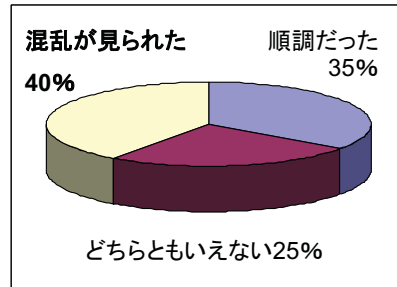
〈宮城県内の小中学校の校長40名への聞き取り等調査結果〉

Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)

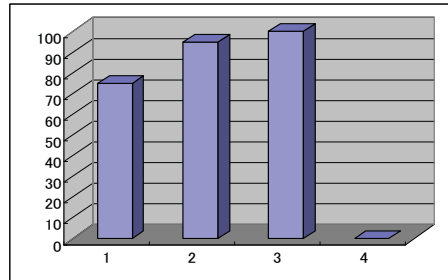
(学校支援地域本部設置20校)



(学校支援地域本部未設置20校)

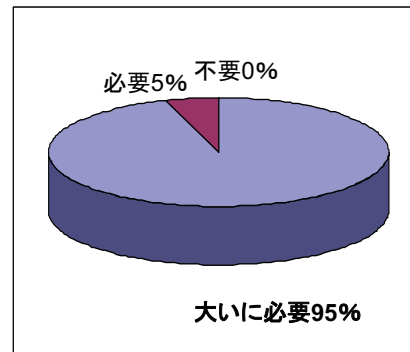


Q 学校支援地域本部のコーディネーターは震災避難時、避難所運営、学校復旧でどんな役割を果たしたか。(学校支援地域本部設置20校の校長 複数回答可)



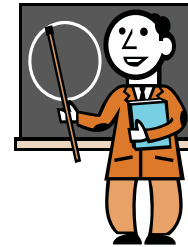
特に役割はなかった
 教員のサポート
 住民自治組織のリーダー
 住民と行政の橋渡し役

Q 学校支援地域本部等のシステムは今後の学校運営に必要なか。(学校支援地域本部設置20校)



〈校長、地域連携担当教員のコメントから〉

(地域との協働のシステムができていた学校)



○コーディネーターは学校と自治会、商店会などのたくさんの人たちをつなぐ接着剤になりました。
 ○学校支援ボランティアの調整により、避難所開設時には、学校や子どもに配慮したルールができあがっていました。
 ○「先生は学校のことと家族のことを考えてください。避難所は私たちにまかせて」と学校支援ボランティアからの声には胸が痛みました。
 ○コーディネーターやボランティアは学校再開に向けての避難所閉鎖の時にこそ存在感が際立ちました。避難住民と子どもたち、学校の様子がよく分かっているからこそその活躍でした。

(地域との協働のシステムができていなかった学校) × 物資を配布するにも、避難者の顔もわからず混乱しました。「権利を振りかざして」物資を奪っていく人たちや、どさくさに紛れて決められた数量を守らない人がいても、見過ごすしかありませんでした。

〈コーディネーターのコメントから〉



○学校支援地域本部は、実質、避難所支援地域本部となり、避難住民や子どもたち、先生方の声をボランティアが集約すると、みんなで不足するものを持ち合い、配食や清掃などの自治的な動きは加速していきました。(学校支援コーディネーター、PTA)
 ○避難所運営の格差は、日頃の学校と地域住民のかかわりの質の格差でもありました。(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB)
 ○会議だけで顔を合わせる人よりも、定期的に子どもたちや先生たちといっしょに汗をかいている人はごく自然なかたちで避難所を支援する側に立っていました。(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB)

これから求められること!

○保護者の多くが、子どもをひとりで自宅においておきたくないと考えています。また、子どもも地震への不安がぬぐえず、放課後子ども教室の需要がますます高まっています。
 ○子どもたちの姿は、これまでに見たことのないようなオーバーアクションです。地域総ぐるみによる子育てこそ、復興には不可欠だと思います。
 ○全国からのボランティアが去り、雪がちらつく頃にこそ本当の復興は住民の手によって進められていくものだと思います。

コミュニティ・スクール、学校支援地域本部、 放課後子ども教室について

コミュニティ・スクール

【概要】地域住民が学校運営協議会を構成し、学校長が作成する学校運営の基本方針の承認や教育活動に関する教育委員会への意見提出などにより、学校運営に参画することを通じて、地域と一体になった学校づくりを推進。

【平成23年度
指定状況】

	全国合計	東北3県 (岩手、宮城、福島)
市町村数	99	4
指定数	789	13

学校支援地域本部

【概要】地域住民等の参画により、授業等の学習補助、教職員の補助、学校行事支援、学校環境整備などの学校の教育活動支援を通じて、地域全体で子どもたちの学びを支える仕組みづくりを促進。

【平成23年度
実施状況】

	全国合計	東北3県 (岩手、宮城、福島)
市町村数	570	30
本部数	2,659	93

放課後子ども教室

【概要】放課後や週末等に、全ての子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の協力を得て、様々な体験・交流活動等の機会を提供。

【平成23年度
実施状況】

	全国合計	東北3県 (岩手、宮城、福島)
市町村数	1,075	79
実施箇所数	9,733	439

＜関係法令＞

教育基本法（抄）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○コミュニティ・スクール関連法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。